

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲 ほか67名

被 告 国

## 第 5 準 備 書 面

平成28年3月3日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御 中

被告指定代理人

早 崎 裕 子 

室 井 智 

齊 藤 雅 彦 

鶴 田 きく 

八 木 和 広 

越 政 樹 

水 島 淳 

## 目 次

第1 本件不指定処分は教育を受ける権利を保障した国際人権規約に違反するものではないこと	1
1 原告らの主張の概要	4
2 被告の主張の概要	4
3 条約の国内法的効力（自動執行力）の有無に係る判断枠組み	5
4 国際人権A規約と支給法との関係	6
5 国際人権A規約13条2項（b）、2条2項及び国際人権B規約26条は我が国において具体的な立法措置を経ることなく自動執行力を有するものではないこと	6
(1) 国際人権A規約13条2項（b）について	6
(2) 国際人権A規約2条2項について	8
(3) 国際人権B規約26条について	10
6 本件不指定処分は国際人権規約に反する差別的取扱いではないこと	11
7 小括	13
第2 本件省令1条1項2号への規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものではないこと	13
1 本件省令1条1項2号への規定の削除は支給法に反するものではないこと	13
2 本件省令改正は合理性を有すること	16
3 小括	25
第3 本件不指定処分及び本件省令改正は朝鮮中高級学校に対する不当な差別ではないこと	25
1 本件不指定処分及び本件省令改正は原告らのいう「排除派」の意見に基づいてされたものではないこと	25
2 朝鮮高級学校の教育内容に関する原告らの主張が誤りであること	27

3	外交政策に関する原告らの主張が誤りであること	28
4	国民の理解に関する原告らの主張が誤りであること	29
5	本件不指定処分の理由及び判断過程は不明確ではないこと	30
6	本件規程13条の趣旨に関する原告らの主張が誤りであること	31
7	「不当な支配」の有無に関する審査が九州朝鮮中高級学校に対する教育内容 への介入とはならないこと	32
第4	原告らのその他の主張が誤りであること	33
1	本件規程及び本件不指定処分は行政手続法5条1項に違反しないこと	33
2	地方自治体の補助金の動向に関する原告らの主張が誤りであること	33

被告は、本準備書面において、原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)（以下「原告準備書面(8)」という。）、同日付け準備書面(9)（以下「原告準備書面(9)」という。）、同年11月6日付け準備書面(10)（以下「原告準備書面(10)」という。）及び同年12月9日付け準備書面(11)（以下「原告準備書面(11)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるものほかは、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

## 第1 本件不指定処分は教育を受ける権利を保障した国際人権規約に違反するものではないこと

### 1 原告らの主張の概要

原告らは、国際人権A規約が日本国内において法的拘束力を有し、国際法は法律よりも上位に位置づけられるので、関連国内法令は同規約に抵触する限りにおいて無効であるとし（原告準備書面(8)第4の1・6及び7ページ）、中等教育の無償化及び就学支援金の受給が支給法によって立法された以上、同規約2条2項の差別禁止原則が国際人権B規約26条と同様に裁判規範性を有するので、支給法及びその下位規範のうち国際人権A規約に抵触する規定は無効であり、裁判所は、支給法及びその下位規範について、国際人権A規約13条2項（b）に違反するか否か、同規約2条2項及び国際人権B規約26条の差別禁止原則に違反するか否かの判断をするべきであるとともに、差別行為を引き起こした法の適用についても、その当否を審査しなければならないところ（同第4の2及び3・7ないし9ページ）、本件不指定処分は国際人権規約に反する差別的取扱いであり違法であると主張する（同第5の3・10及び11ページ）。

### 2 被告の主張の概要

しかしながら、以下で述べるとおり、国際人権A規約13条2項（b）、2

条2項及び国際人権B規約26条は、我が国において、具体的な立法措置を経ることなく、そのままの形で実施される自動執行力を有するものではない。また、支給法は、国際人権A規約の効力を日本国内において発生させるための立法ではない。

したがって、支給法の解釈適用が問題となる本件不指定処分の適法性に係る司法審査において、国際人権A規約13条2項（b）、2条2項及び国際人権B規約26条に違反するか否かは問題とはならない。

### 3 条約の国内法的効力（自動執行力）の有無に係る判断枠組み

条約等の国際法を国内的に適用する（国際法の国内法への編入）ための方式としては、一般に、各国の憲法体系に応じて、国内法への変型を必要とする方式（変型方式）と、条約を一般的に国内法として受容する方式（一般的受容方式）とがあるが、我が国は後者によっている。そして、一般的受容方式をとる場合でも、多くの場合、そのままの形では個人の権利義務を直接規律するものとして国内裁判所において国内法として適用されるものとはなり得ず、国内法による補完・具体化といった特別の立法措置が執られる必要がある（自動執行力のない条約）。他方、条約の中には、その内容を補完・具体化するための立法措置がなくても、そのままの形で国内法として直接に適用できる条約（自動執行力のある条約）があるとされている。もっとも、ある条約について自動執行力が認められる（すなわち、国内法による補完・具体化がなくても、国内裁判所で判断根拠として適用できる）ためには、条約の基本的性格、我が国における司法と行政・立法との権力分立及び法的安定性等の観点から、①個人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思が確認でき、②条約の規定において個人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要である（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明5項に関する最高裁平成19年4月27日第二小法廷判決・民集6

1巻3号1188ページ、富坂昌利・最高裁判所判例解説民事篇平成19年度  
(上)432、433ページ、ヘーグ陸戦条約3条に関する東京高裁平成14  
年3月27日判決・判例時報1802号76ページ、山本草二・国際法〔新版〕  
105ページ参照)。

#### 4 国際人権A規約と支給法との関係

原告らは、前記1のとおり、支給法は国際人権A規約を具現化したものであ  
り裁判規範性を有すると主張するが、国際人権A規約13条2項(b)の留保  
を撤回するための施策の展開という観点は、支給法の制定の背景事情にすぎず、  
しかも、そのうちの一つにすぎず(被告第2準備書面第3の2(2)・9ページ  
参照)，支給法は、国際人権A規約の効力を日本国内において直接に発生させ  
るために制定された法律ではないから、支給法の制定により、当然に国際人権  
A規約の国内法的効力が生じるものではない(同第3の2(3)・9及び10ペー  
ジ)。

したがって、支給法は、国際人権A規約の効力を日本国内において直接に発  
生させるために制定された法律であり、国際人権A規約13条の教育への権利  
を具体化したものであるという原告らの主張は、国際人権A規約と支給法との  
関係を正解しないものであり、失当である。

#### 5 国際人権A規約13条2項(b)、2条2項及び国際人権B規約26条は我 が国において具体的な立法措置を経ることなく自動執行力を有するものではな いこと

##### (1) 国際人権A規約13条2項(b)について

国際人権A規約13条1項は、「この規約の締約国は、教育についてのす  
べての者の権利を認める。」等と規定し、同条2項は、「この規約の締約国  
は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。」として、  
同項(b)において、「種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育  
を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入

により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。」と規定している。

しかしながら、国際人権A規約13条2項.(b)の文理から、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具體化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であるといえないことは明らかである（前記3②の要件）。

また、同規約2条1項は、「この規約の各締約国は、立法措置その他すべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」と規定し、締約国に対し、立法措置等の方法により同規約において認められる権利の実現を漸進的に達成することを求めている。

このような規約の存在からすれば、同規約13条2項(b)は、締約国においてその定める権利の実現に向けて社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものにすぎないものというべきであり、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思を確認することもできない（前記3①の要件）。

なお、国際人権A規約13条1項が当然に国内法的効力を有しないことについては、大阪高等裁判所平成20年11月27日判決（判例時報2044号86ページ）も、「この条項は、締約国において、すべての者の教育に関する権利が、国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、締約国がこの権利の実現に向けて積極的に政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、同規約2条1項が締約国において『立法措置その他すべての適当な方法によりこの規約において認めら

れる権利の完全な実現を漸進的に達成する』ことを求めていることからも明らかである。」と判示している。

したがって、国際人権A規約13条2項（b）は、我が国において、具体的な立法措置を経ることなく、そのままの形で実施される自動執行力のある条約ではないから、裁判規範性を有するものではない。そして、同規約が、中等教育における無償教育を直ちに完全実施すべきことや朝鮮高級学校を必ず支給法の対象校としなければならないものと義務付けているとは到底いえない。

## （2）国際人権A規約2条2項について

国際人権A規約2条2項は、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と規定しており、同項の文理から、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であると断ずることはできない（前記3②の要件）。

また、「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」とする同規約2条1項の文理、及び「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認め。」とする同規約9条については、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべき

ことを定めたものではないと解されること（最高裁平成元年3月2日第一小法廷判決・最高裁判所裁判集民事156号271ページ）にも照らせば、同規約2条2項は、締約国において、積極的に社会保障政策を推進する施策をとる際、同項にかかる要素につき政治的、社会的、経済的理由により現実には種々の対応をとらざるを得ない面があり得ることを当然の前提として、それにもかかわらず、上記権利の平等な実現を積極的に実現すべき政治的責任を負うことを宣言したものであるというべきである。

したがって、国際人権A規約2条2項は、社会保障の権利の達成途上で、「人種…他の地位に対する客観的・合理的理由のない差別は許されない」との制限規定であり、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思を確認することはできないから、自動執行性を肯定することはできず、裁判規範性を有するものではない。

この点については、大阪高等裁判所平成17年10月27日判決（裁判所ウェブサイト行政事件裁判例集）も、国際人権A規約2条2項の適用可能性について、「締約国において、その権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものといえ、また、2項の文理上、自動執行的性格を有するか否か断定できず、他の条項を含め、自動執行的性格を根拠づけ得るような文言がないところ、上記1項の文理及び『この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての権利を認め。』と規定されているA規約9条が、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないと解すべきこと（最高裁判所平成元年3月2日第一小法廷判決参照）と照合すると、締約国において、積極的に社会保障政策を推進する施策をとる際、2項にかかる要素につき政治的、社会的、経済

的理由により現実には種々の対応をとらざるを得ない面があり得ることを当然の前提として、それにもかかわらず、上記権利の平等な実現を積極的に推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものというべきである。そして、3項は、その政治的責任の内容を当該規定の限度で明示したものと解される。けだし、このように解さないで、2項を自動的即時執行の効力があるものと解すると、1項で認められた権利の完全な実現の漸進的達成を阻害・停滞させる事態が想定され、規定相互に矛盾が生じる可能性があるからである。」と判示している。

### (3) 国際人権B規約26条について

国際人権B規約26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定しており、同項の文言から、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であると断ずることはできない（前記③②の要件）。

また、国際人権A規約の適用される社会権に関する限り、国際人権B規約26条の内容も、同条と同趣旨の国際人権A規約2条2項を含めて締約国の政治的責任を宣言した国際人権A規約に規定されて、締約国における政治的責任を示したものと解される。

この点については、前掲大阪高裁平成17年10月27日判決も、「同条（引用者注：国際人権B規約26条）が自由権につき自動的、即時執行的性格を有するといえるが、A規約の適用される社会権に関する限り、B規約26条の内容も、事柄の性質上、同条と同趣旨のA規約2条2項を含めて締約

国の政治的責任を宣言したと解される A 規約に規定されて、締約国における政治的責任を示したものとせざるを得ない」（傍点は引用者）と判示している。

本件においては、就学支援金の支給が受けられることとなるか否かという正に社会権が問題となっており、国際人権 A 規約が適用される社会権に関する事柄であり、国際人権 B 規約 26 条についても、個人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能なものとするという条約締約国の意思を確認することはできない（前記 3 ①の要件）から、自動執行力を肯定することはできず、裁判規範性を有するものではない。

## 6 本件不指定処分は国際人権規約に反する差別的取扱いではないこと

(1) 原告らは、前記 1 のとおり、本件不指定処分が国際人権規約に反する差別的取扱いであると主張するが、そもそも、原告らが主張する国際人権規約は、本件不指定処分の適法性を検討するに当たって、自動執行力及び裁判規範性を有するものではない上、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程 13 条の基準に適合すると認めるに至らないことを理由としてされたものであり、指定の基準を満たす学校及びその生徒等とその基準を満たさない学校及びその生徒等との間で取扱いが異なるのは当然のことであり、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではないことについては、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

なお、原告らは、国際人権 A 規約 13 条 2 項 (b) の「中等教育」という文言から、単に後期中等教育段階の教育を実施していれば就学支援金の支給対象とすべきであると主張するようであるが、同主張は、前記で述べた国際人権 A 規約と支給法との関係や支給法等の構造を正解しないものである。これまで繰り返し述べてきたとおり、各種学校である外国人学校が支給対象外国人学校としての指定を受けるためには、支給法 2 条 1 項 5 号に定める「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限

り」と認められなければならず、そのためには、本件省令1条1項2号イ又はロに基づき文部科学大臣から指定を受けるか、同号ハに基づく本件規程の基準に適合していると文部科学大臣から認められて指定を受ける必要がある。

したがって、単に中等教育段階の教育を行っていれば就学支援金の支給対象とすべきであるとする原告らの主張は、支給法等の構造を正解しないものであり、失当である。

(2) 原告らは、「本件差別行為は、エスニック性、集団性、文化的理由に基づいて行われていることから人種差別に該当し、人種差別撤廃条約2条及び5条に違反する」と主張するが(原告準備書面(8)第5の3・11ページ)、本件不指定処分が国籍や人種に基づくものではないことは、被告第2準備書面第3の4(12及び13ページ)で述べたとおりである上、人種差別撤廃条約2条(2項)及び5条は、締約国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎず、自動執行力を肯定することはできず、裁判規範性は認められない(前掲大阪高裁平成20年11月27日判決・判例時報2044号86ページ)。

(3) 原告らは、本件不指定処分について、国連の「社会権規約委員会」、「人種差別撤廃委員会」及び「子どもの権利委員会」の3つの委員会が懸念を示し、あるいは差別であると指摘しているとして、「懸念及び勧告」を無視して改善に向けた措置を執らないことは、条約違反になるとともに、憲法98条2項及び「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とする憲法前文に反すると主張する(原告準備書面(8)第6・11ページ)。

しかしながら、被告第1準備書面第8(51及び52ページ)及び被告第2準備書面第3の4(2)(13ページ)で述べたとおり、そもそも、本件不指定処分は人種差別に基づくものではないし、原告らが挙げる人種差別撤廃委員会等の所見等は懸念や勧告を示すものにすぎない上、我が国の就学支援

金制度の仕組みや、支給法、本件省令、本件規程、本件規程13条の基準を踏まえたものではなく、朝鮮高級学校、北朝鮮及び朝鮮総聯に対する具体的な事実調査を行った上でされたものでもない（この点については、文部科学省が、人種差別撤廃委員会等に対し、本件不指定処分は人種差別ではない旨明確に回答しているところである。）。

なお、原告らが挙げる人種差別撤廃委員会等の所見等の中には、地方公共団体による補助金が廃止されたことも含まれているが、各地方公共団体による私立学校等に対する補助金の交付は、制度も主体も根拠法規も要件も異にする別個のものである上、飽くまで各地方公共団体自らの判断により行われるものであり、本件不指定処分との関係で論ずることは不適当であることを、念のため付言する。

## 7 小括

以上のとおり、そもそも、支給法は、単に後期中等教育段階の教育を実施していれば就学支援金の支給対象になると定めているものではなく、また、原告らが主張する国際人権規約は、本件不指定処分の適法性に関する裁判規範とはならないから、本件不指定処分は国際人権規約に反する差別的取扱いであるとする原告らの主張は理由がない。

## 第2 本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものではないこと

### 1 本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法に反するものではないこと

(1) 原告らは、「無償化法は、中等教育全般について無償教育の漸進的実現を目指す法である。そのため、国内に存在するあらゆる外国人学校について、少なくとも無償化制度の対象となるか否かの審査可能性は残置させておく必要がある。そのため、イ号、ロ号に該当しない外国人学校について、審査可能性を残すハ号は無償化法の本質的要請である」として、「ハ号を削除する

ことは、無償化制度の審査を受けられない外国人学校の存在を許容するものであり、「無償化法に明らかに反する」と主張する（原告準備書面(9)第2の2・2ページ）。

(2) しかしながら、支給法の目的は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」（支給法1条）であり、原告らの主張するように、「中等教育全般について無償教育の漸進的実現を目指す」ものではなく、国内の存在するあらゆる外国人学校が支給法の対象となることを予定しているものではない。支給法は、その対象を「専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り）」（同法2条1項5号。傍点は引用者）と定めており、そもそも、各種学校でない外国人学校は対象としていることはもとより、各種学校である外国人学校についても、一定の要件を満たすものに限り、支給対象外国人学校としての指定を受けられるとしているのである。

(3) このことは、支給法制定時の国会審議における川端大臣の答弁や本件省令の定めからも明らかである。すなわち、川端大臣は、「高等学校の課程に類する課程としてその位置づけが学校教育法その他により制度的に担保されているという概念から、（引用者注：各種学校は）基本的には入りません。そういう意味では、制度的に担保されていないから原則として支給対象とはしないという方向を今検討しておりますけれども、学校教育法上、専修学校にはなれないために例外的に各種学校の認可を受けているのが外国人学校でございます。そういう意味で、例外的に各種学校の認可を受けているもので一定の要件を満たすものについては、就学支援金の支給対象とすることしたいと考えております。」（乙第4号証の1・38ページ。傍点は引用者）、「各種学校というのは、高等学校の課程に類する課程とみなせるという制度的担保がありませんので基本的には対象外としたいと思っているのですが、各種

学校の中の外国人学校だけは、制度上、専修学校の高等課程になれないということで適用を除外されているので、（中略）実質上、高等学校の課程に類する課程とみなせるかどうかを判断基準をしっかりとつくって判断することを省令で決めたいというふうにしております」（乙第4号証の2・5ページ。傍点は引用者）と答弁している。このように、各種学校は、高等学校の課程に類する課程として制度的に担保されていないから、原則として就学支援金の支給対象から除かれこととなったのである。

(4) そして、本件省令1条1項2号は、法令上の制度的な担保がない外国人学校について、次の観点から定めを置いたものである。

ア 本件省令1条1項2号イは、「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの」については、日本の高等学校の課程に相当する課程であることを当該外国の大蔵館等を通じて制度的・客観的に確認できることから、就学支援金の支給対象校としたものである。

イ 本件省令1条1項2号ロは、同号「イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたもの」についても、同号イと同様、日本の高等学校の課程に相当する課程であることを当該団体の認定を受けているという事実を通じて制度的・客観的に確認できることから、就学支援金の支給対象校としたものである。

ウ これに対し、本件省令1条1項2号ハについては、日本の高等学校の課程に相当する課程であることが制度的・客観的に担保されている同号イ及びロには該当しない外国人学校であったとしても、特に文部科学大臣が日本の高等学校の課程に相当する課程であると判断した場合にも就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものである。

(5) このように、本件省令1条1項2号イ及びロは、高等学校の課程に相当する課程であることを当該外国の大蔵館や文部科学大臣が指定する団体の認定

を通じて制度的・客観的に確認できることから、就学支援金の支給対象校としたものであるのに対し、同号ハについては、制度的・客観的に担保されている同号イ及びロには該当しない外国人学校であったとしても、例外的に文部科学大臣が高等学校の課程に類する課程を置いていると判断した場合にも就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものであり、その指定基準は、本件規程に定められている。

(6) したがって、支給法が各種学校でない外国人学校も本来的に対象としているとする原告らの主張は、支給法の目的及び趣旨の解釈を誤ったものであり、本件省令改正は支給法に反するものではない。

## 2 本件省令改正は合理性を有すること

(1) 被告第1準備書面第6の2（45ページ）及び被告第2準備書面第6の2（34及び35ページ）で述べたとおり、本件省令において就学支援金支給の対象学校とする高等学校の課程に類する課程を置く各種学校の基準や評価方法をどのように定めるかについては、文部科学大臣に専門的・技術的な観点からの裁量権が認められている。その上で、文部科学大臣は、朝鮮高級学校については、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断し、指定に係る審査の過程において、強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があると判断し、他方、当時、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の2校以外には同号ハによる指定を求める外国人学校はなく、本件省令1条1項2号ハを存続させる必要性もないことから、同号ハを削除する本件省令改正をしたものである。このような本件省令改正は支給法の委任の範囲を逸脱したものではなく、合理性を有するものである。

これに対し、原告らは、「上位の法律が想定していない強制調査権限がないことを理由として、下位の省令改正を正当化しようとするもので、法律論として成立していない」（原告準備書面(9)第2の3(2)ア・3及び4ページ）、

「就学支援金の支給可能性を完全に絶つことを容認するものである。このような帰結は、社会的マイノリティーに関しては中等教育を漸進的無償化という国際的な要請に反し、無償化法にも明らかに反する」（同イ・4ページ）と主張する。

(2) しかしながら、前記(1)のとおり、単に強制的な調査権限がないことのみならず、審査に限界があると判断したこともあるのであって、この点を看過する原告らの前記主張は失当である。すなわち、審査会において、「いくら確認してもすっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる」（乙第6号証の2）、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのでないか」（同号証）、「こちらも捜査権があるわけではないので、真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」（乙第6号証の4）との審査会の委員の意見が述べられたとおり、本件省令1条1項2号ハによる指定の仕組みでは、審査に限界があり、一般的な制度の在り方からして、限界のある審査の仕組み自体を存続させておくことはできないとの判断があったものである。

(3) 照会に対する回答を求めるという方法には限界があること、朝鮮高級学校について本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は不合理とはいえないことは、伊地知紀子氏によるアンケート調査結果からも事後的に裏付けられること

ア 照会に対する回答を求めるという方法には限界があることは、以下に述べる大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏（以下「伊地知氏」という。）が大阪府内にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査（乙第55号証。以下「本件アンケート」という。）の結果からも明らかである。また、本件アンケートの結果は、朝鮮高級学校について本件規程13条の基準に適合すると認め

るに至らないとした文部科学大臣の判断が不合理とはいえないことを事後的に裏付けるものとなっている。

本件アンケートは、大阪地方裁判所平成25年（行ウ）第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件において、学校法人大阪朝鮮学園（同事件原告）が朝鮮学校に子どもを通学させている保護者を対象としたアンケート調査結果から朝鮮学校の実像を明らかにするとして提出した鑑定意見書で引用されている資料である。

本件アンケートでは、問19として「無償化除外や補助金不支給の理由として『北朝鮮』、『朝鮮総聯』とのつながりが取りざたされている事についてどのように思われますか？」との質問があり、その回答を伊地知氏がまとめた資料が「資料4-10 北朝鮮、総聯とのつながり」（乙第56号証）である。結局、本件アンケートの調査結果を見ても、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯との間に、適正な学校運営がされていないと疑われる事情があったこと、「不当な支配」を受けていると疑われる事情があったこと、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情があったことなどは、払拭されていないのであって、本件アンケートの結果は、学園側から提出された資料であるにもかかわらず、必ずしも学園側の主張のみを裏付けるものとはなっておらず、かえって文部科学大臣の判断が不合理ではないことを裏付けるものとなっている。

イ 資料4-10（乙第56号証）を見るに、「北朝鮮、総聯とのつながり」については、「日本政府の意見も北朝鮮は聞くべきだと思います。（在日の為）」（同号証N○. 4），「朝鮮学校と北朝鮮、朝鮮総聯は明らかにつながっているため学校を別で捉えるのは無理があると考えます。一時、一線を引いて何とか補助金を…との動きも見えましたが不自然です。（中略）（その上で北朝鮮と総聯は距離を置いてもいいのでは…？）」（同N○. 18），「確かに、切っても切れないので、ある程度しようが

ないと思う部分もある。」(同N○. 19), 「実際につながりがあるのでから、それを認める、認めさせるということが大事だと思う。ただ、今この時代に朝鮮総聯と学校がつながりすぎている部分もあると思う。その結果が今の結果だと思う。」(同N○. 20), 「北朝鮮、総聯はやっぱり不透明な部分が多く」(同N○. 24), 「民族学校を作つて教育してくれたのは共和国と総聯です。」(同N○. 39), 「実際、つながりがあるので仕方がない。」(同N○. 52), 「改善すべき所はあると思う。」(同N○. 62), 「ウリハシキョ (引用者注: 朝鮮学校) がもっと変わるべきだと思う。子供の為を思うなら総聯、北朝鮮と切り離して子供の為の学校を作つて欲しいです。」(同N○. 63), 「現にそうですし、朝鮮学園イユール朝鮮総聯であり、朝鮮総聯は朝鮮民主主義人民共和国の海外公民団体であり、教職員が卒業する朝大は教育部の管轄です。なぜそれを堂々と示せないのか、示せない事情は何なのか」(同N○. 81), 「東京は補助金はもともともらっていないと聞いてるので大阪は今まで恵まれていたのだと思いつつも朝鮮総聯の今までの考えを改めて新しいこの時代にあったやり方を取り入れていくべきだと思う…。」(同N○. 88), 「『北朝鮮』 = 『朝鮮総聯』すなわち『ウリハシキョ (引用者注: 朝鮮学校)』 = 『北朝鮮』は動かざる事実であり、学校と組織の関連は無いとの主張は矛盾している。」(同N○. 107), 「やはり、不支給にしたのにはそれなりの理由があるので日本政府がすべて悪いとは思いません。」(同N○. 124), 「朝鮮総聯の強い影響力は排除してもらいたいです。」(同N○. 128), 「北朝鮮と総聯との繋がりを内外的に断つべきだと思います。」(同N○. 159), 「北朝鮮とのつながりは否定できるものではなく現実として受け止める中、日本で生きて生活していくのであれば学校法人として独自の方針の下で新しく改革していく事もこの先は視野に入れるべき重大な問題と認識しています。」(同N○. 160), 「学校は別一とは言

い難しい状況にあるとは思う。国交がないのも大きな原因ではないか?」(同N○. 163),「つながりがあるのは事実なのですが…。」(同N○. 176),「ある意味しようがないと思います。絶対に切れない部分でもあるもので。」(同N○. 177),「仕方ない様にも思います。実際に高校には肖像画が今もなお掲げられているのだし、教育内容も北朝鮮、総聯とつながりがあるのだから…」(同N○. 207),「仕方ないと思います。(つながりは強いので)」(同N○. 223),「朝鮮総聯の在り方も考えて行くべきかも知れません。学校から排除できる物はして、あなた方の言う民族性と言う物だけ残せばいいんじゃないですか。」(同N○. 246),「正直、朝鮮学校は朝鮮総聯とつながりがあるのは当たり前の事である。」(同N○. 253),「つながりが取り沙汰される事は仕方がないと思う。」(同N○. 255),「出来れば学校は別にして欲しい。学校は単独経営して欲しい。」(同N○. 267),「先生の給料が出ていない事に冠(原文ママ)して本部の施設に多額の出資をするのはどうかと思います。」(同N○. 291),「朝鮮総聯と北朝鮮は別々の道を歩むべきだ。」(同N○. 298),「朝鮮学校は独立すべき。総聯が人事権を持つ事がおかしい。」(同N○. 392),「北朝鮮、朝鮮総聯とともに問題、課題はたくさんあり(中略)(例えば、総聯の教員の人事権などの実質的な関与はなくすべきだと思われる。)」(同N○. 400),「北朝鮮=総聯=ハシキヨの関係はどんなに言われても言い返せない。つながりが実際あるから。(中略)総聯が学校の行事、会議に足を運ぶことが理解できない。同じ組織に見えて仕方ない。関係を見直して欲しい。」(同N○. 484),「朝鮮学校が北朝鮮や総聯とつながっているのは事実。仕方がないと思う。」(同N○. 526),「事実、つながりはあるので特に思う事はありません。」(同N○. 538)などと(以上、傍点は引用者),人事、体制、資金、教育等につき朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯とのつながりがあることを明確

に述べ、更には単につながりがあるにとどまらず一体であることまで述べているものもある。

また、上記各意見の中には、本件審査における支援室からの確認に対する回答と矛盾するものもある。例えば、九州朝鮮中高級学校は、「校長以外の教職員の人事（採用・異動等）について、朝鮮総聯の関与はありますか」という支援室の質問に対し、「そのような事実はありません。（中略）校長とその他の教職員の採用、移動（引用者注：原文ママ）は、校長と教務部長の意見具申、保護者の意見などを参考にし、理事会で検討、決定しています」（乙第8号証・2ページ）と回答しているが、かかる回答は、上記で見た「朝鮮学校は独立すべき。総聯が人事権を持つ事がおかしい。」

（乙第56号証No. 392）、「北朝鮮、朝鮮総聯ともに問題、課題はたくさんあり（中略）（例えば、総聯の教員の人事権などの実質的な関与はなくすべきだと思われる。）」（同号証No. 400）（以上、傍点は引用者）との回答と明らかに矛盾する。

#### （4）照会に対する回答を求めるという方法には限界があること

照会に対する回答を求めるという方法には限界があることについては、これまで繰り返し述べてきたとおりであるが、以下に述べる神奈川朝鮮学園に対する学費補助金に関する事案からもうかがわれる。

ア 平成27年6月13日付け新聞報道（乙第57号証）において、神奈川県が同県内の朝鮮学校に通う児童・生徒に対して直接支給している学費補助金について、朝鮮学校が、同生徒や保護者に対し、当該補助金を、朝鮮総聯の管理の下、朝鮮学校の管理運営に責任を持つとされる「教育会」へ納付するよう求めたとされている。当該新聞報道については、平成27年7月1日に神奈川県議会の県民企業常任委員会において議論がされ（乙第58号証）、その中で示された資料（乙第59号証）について、神奈川県県民局次世代育成部私学振興課長からの「質問10 貴学園、教育会、朝

鮮総連教育局との関係についてお答えください。また、新聞報道では、朝鮮総連の公式文書によると『朝鮮学校の管理運営は総連指導の下、教育会が責任を持つ』と明記されているとありますが、当該文書の存在について承知しているかお答えください。」との質問に対し、神奈川朝鮮学園理事長は、「回答 10 過去においては、朝鮮総連から『朝鮮学校の管理運営は総連指導の下、教育会が責任を持つ』と明記された公式文書が出されたことは承知している。しかしながら、現在、神奈川朝鮮学園では、教育会は学校における教育環境の保全(施設の管理及び修理、教材・教具の購入、授業料の徴収事務、経理事務、通学送迎バスの運行など)の学校事務を担当している。」(乙第 59 号証 8 及び 9 ページ。傍点は引用者)と回答した。

しかしながら、同学園は、他方で、支援室が審査の過程で各朝鮮高級学校に対して行った教育会の構成や教育会の行う「管理運営」等についての質問に対しては、「まず朝鮮総連のホームページの内容は正確ではない。記述について朝鮮総連に内容の変更を要請する。学校法人として認可されるまでは学父母達が教育会を設立し学校運営に対する協力をしていた。学校法人認可後は日本の P T A にあたる教育支援活動を行っている。学校毎に組織され保護者、O B 達が任意で加入する。中には総連の役職を持っている人もいる。」「唯一の意思決定機関は理事会である。教育会は意思決定機関ではないので、予算、決算、教育内容の決定に関与できない。学校事務全般、経理補佐業務、寄付金の収集業務等は行っていない。」などと、上記神奈川県県民局次世代育成部私学振興課長に対する回答とは全く異なる回答をしている(甲第 20 号証の 5 の 10。傍点は引用者)。

なお、報道された神奈川県の支給する学費補助金の教育会への納付については、その後、神奈川県朝鮮学園理事長が、補助金の交付ではなく、飽くまで寄付であるとし、その後の報道においても、その旨報道され、学校

側に対して寄付として納付していたものであり（乙第60号証），神奈川県が所轄庁の立場から関与するものでもないとされている（乙第61号証）。

(5) 前記(4)で挙げた例はほんの一例にすぎないところ，朝鮮高級学校については，学校側からは報道で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方，客観的には北朝鮮や朝鮮総聯の傘下団体と関係しているような回答がされ，また，朝鮮総聯のホームページ，国内の報道機関のみならず，北朝鮮の報道機関側からの各新聞報道等との齟齬も見受けられ，回答の真偽について確証を得ることもできなかった。また，これまで繰り返し述べてきたとおり，支給法は，そもそも，外国人学校を含む各種学校については，「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」（同法2条1項5号）支給対象外国人学校となることができる旨を規定しているもので，朝鮮中高級学校が本件省令1条1項2号イ及びロに該当せず，今後，各号によって指定を受ける意向がないからといって，同校のために本件省令1条1項2号ハの規程を存続させておかなければならぬという理由はない。

そして，文部科学大臣は，朝鮮高級学校のみを想定して本件省令改正を行ったわけではなく，仮に，今後他の新たな外国人学校が出現したとしても，一般的な制度の在り方から，上記のような限界がある審査の仕組み自体を存続させておくことはできないと判断し，本件省令改正を行ったのであって，原告らの主張するような意図を有していたわけではない。

(6) 原告らは，1条校になる場合，文科省の定める学習指導要領の遵守が求められるから，朝鮮民族としての民族教育を行う朝鮮高校の教育目的を達成することができず，本件省令1条1項2号ロでの指定は，現実的に欧米系以外の外国人学校以外では難しく，いずれにせよ，それら認可あるいは指定を受けるまでの間，外国人学校に所属する生徒の権利侵害が継続すると主張する

(原告準備書面(9)第2の4(1)・4及び5ページ)。

しかしながら、母国の民族語による教育（いわゆる外国人学校の教育）を行なながら、学校教育法1条に定める高等学校の認可を受けている学校は、韓国の民族系学校である建国高等学校、金剛学園高等学校など実際に存在するし（乙第62号証の1ないし3）、本件省令1条1項2号ロの指定を受けているホライゾンジャパンインターナショナルスクールは、トルコ人が中心となって開設された学校であり、トルコ国籍及びサウジアラビア国籍の生徒が多く在籍しており（乙第63号証）、本件省令1条1項2号ロにより指定された団体である国際バカロレアの認定を受けた学校は、日本や中国に存在している（乙第64号証の1及び2、乙第65号証・153ページ）。

したがって、本件省令改正により、民族教育の意義が全く無視されることにはならないのであって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(7) 原告らは、本件省令改正が、朝鮮高校に通う子どもらに無償教育を受ける権利を与えられず、教育の機会均等が確保できなくなることに全く配慮せず、その具体的必要性を示さないまま強行されたものであるとして違法であると主張する（原告準備書面(9)第3の1及び2・6及び7ページ）。

しかしながら、繰り返し述べるとおり、支給法は、外国人学校を含む各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」（同法2条1項5号）、支給対象外国人学校となることができる旨を規定しているにすぎず、外国人学校が「高等学校の課程に類する課程」を有するものと認められなかつたために就学支援金の支給を受けられなかつたとしても、そのことは、法令の定める支給要件を充足するものと認められなかつた結果にすぎないのであるから、何ら教育の機会均等に反するものではないし、本件省令改正により、朝鮮高級学校が将来においても就学支援金の適用対象となり得る可能性が閉ざされるわけではないことは、被告第2準備書面第6の1(2)(32及び33ページ)で述べたとおりで

ある。

### 3 小括

以上のとおり、本件省令改正は支給法の委任の範囲を逸脱したものではなく、合理性を有するものであり、この点に関する原告らの主張は理由がない。

## 第3 本件不指定処分及び本件省令改正は朝鮮中高級学校に対する不当な差別ではないこと

### 1 本件不指定処分及び本件省令改正は原告らのいう「排除派」の意見に基づいてされたものではないこと

(1) 原告らは、下村博文議員、馳浩議員及び義家弘介議員らは、「無償化法の制定過程からの国会等における議論、特に朝鮮高校を無償化制度から排除することを求めた排除派」であるとした上で、下村前文部科学大臣（以下「下村大臣」という。）は、かかる「排除派」の議員らが掲げた①朝鮮中高級学校の教育内容、②朝鮮共和国との外交政策、③国民の理解が得られないことを理由に朝鮮中高級学校への支給法の適用を反対すべきという意見に基づいて本件不指定処分及び本件省令改正を行ったと主張する（原告準備書面(10)第2・5ないし11ページ）。

(2) 原告らは、前記主張の根拠として、平成24年12月28日に行われた下村大臣の記者会見における発言を挙げるが（原告準備書面(10)第2の4・9ないし11ページ）、原告らが引用する同大臣の発言は、拉致という犯罪行為をしている北朝鮮の政治体制・最高指導者を賛美する朝鮮中高級学校の特殊性を無視して同校を支給法の対象として指定し、公金を支出することについては国民の理解が得られないという見解を示したものにすぎず、本件不指定処分の理由を示したものではない。

また、下村大臣の記者会見における「民主党政権時の政府統一見解は廃止」する旨の発言も、飽くまで政権が民主党から自民党に交代したことに伴い、

民主党政権時における統一見解を廃止することを表明したものであり、本件不指定処分や本件省令改正の理由を示したものでも、本件不支給処分を外交上の配慮により判断したことを発言したものでもない。

なお、下村大臣は、平成25年2月19日の会見において、「私としては朝鮮総連の影響下にある学校は不当な支配に服するというですね、教育基本法にも抵触するのではないかなどというふうに思っております」（甲第60号証の2・5ページ）と述べており、これは正に朝鮮中高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との特殊な関係性が、教育基本法16条1項が禁じる「不当な支配」に当たるおそれがあるため、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとの判断を基に発言したものである。

さらに、下村大臣は、平成25年5月24日に行われた記者会見においても、「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、法令に基づく学校の適正な運営が行われているとの確証が得られなかつたために、不指定処分となつた」と発言しており（乙第66号証）、本件不指定処分の通知にも、明確に「（引用者注：本件）規程第13条に適合すると認めるに至らなかつたことから、認められません」と記載されている（甲第13号証）。

(3) そもそも、本件不指定処分に当たっては、被告第1準備書面第2の2(4)ア（15ページ）で述べたように、本件規程に基づき判断されることとされており、このことは政権交代の前後で本件規程が改正されていないことからも明らかのように、政権交代によって何ら変わるところはなく、本件申請を所管する文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室（支援室）は、政権交代前後にかかわらず、同事務を所掌し、審査会を開催し、調査を行うなどしていた。

そして、下村大臣は、所定の法令に従い、文部科学省という行政機関が集約した情報に基づく総合的判断として、文部科学大臣が行政機関の長として

の立場、権限で本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断して本件不指定処分を行ったものである。

(4) したがって、本件不指定処分及び本件省令改正が原告らのいう「排除派」の意見に基づいてされたとする原告らの主張は理由がない。

## 2 朝鮮高級学校の教育内容に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、朝鮮高級学校の教育内容は原告らの民族教育への権利の具体的な表れであり、本件不指定処分及び本件省令改正は、原告らの民族教育への権利を侵害するものであり、不当であると主張する（原告準備書面(10)第3の1・11ないし16ページ）。

(2) しかしながら、そもそも、被告第1準備書面第8（51及び52ページ）で述べたとおり、本件不指定処分及び本件省令改正は、原告らの民族教育への権利を侵害するものではないから、原告らの前記主張は、前提を欠くものであり、失当である。

また、被告第4準備書面第6の2(1)(23ページ)で述べたとおり、本件不指定処分の主たる理由は、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかつたことであり、本件規程を離れて朝鮮高級学校の民族教育を差別して行われたものではないし、本件省令改正も、これまで繰り返し述べてきたとおり、文部科学大臣が、朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断し、指定に係る審査の過程において、強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があると判断したが、他方、当時、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の2校以外には同号ハによる指定を求める外国人学校はなく、本件省令1条1項2号ハを存続させる必要性もないことから行われたものである。

(3) 前記の点をおくとしても、被告第2準備書面第3の3(3)（12ページ）で述べたとおり、支給対象外国人学校の指定は、侵害行政、侵害処分ではなく

く、給付処分にすぎず、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校の設立、運営を制限する効果を有するものではない。すなわち、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校は、就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けられることとなつても、それまでと何ら変わらず当該学校を設立、運営することができるし、生徒もそれまでと何ら変わらず当該学校において学ぶことができるし、その授業料もこれまで自分たちが支払ってきた金額と何ら変わりはない。

(4) したがって、本件不指定処分及び本件省令改正が原告の民族教育への権利を侵害するとする原告らの主張は理由がない。

### 3 外交政策に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、本件不指定処分及び本件省令改正は、外交政策を理由として行われたものであり、かかる理由には合理性が全くなく、不当であると主張する（原告準備書面(10)第3の2(1)・16及び17ページ）。

(2) しかしながら、繰り返し述べるとおり、本件不指定処分は本件規程を離れて外交政策を理由として行われたものではないし、本件省令改正についても審査に限界があることなどから行われたものであり、外交政策を理由として、行われたものではない。

(3) 原告らは、朝鮮高級学校に対する審査手続が政治外交上の理由による「超法規的措置」により停止されたとして、本件不指定処分及び本件省令改正が外交上の問題を理由としてされたことを裏付けるものであると主張する（原告準備書面(10)第3の2(2)・17及び18ページ）。

(4) しかしながら、被告第1準備書面第7の2（48及び49ページ）、被告第2準備書面第4の2(2)（26ページ）及び被告第4準備書面第5の2(2)（22ページ）で述べたとおり、朝鮮高級学校に対する審査手続を一時中断するに至ったのは、北朝鮮による砲撃事件が起きた中で、同事件についての報道状況や世論も踏まえると、審査会の委員が静ひつな環境の中で（報道状

況や世論にとらわれず) 公正な審査を行うことができなくなるおそれがあつたことによるものであり、このことは、平成23年3月8日の参議院予算委員会や、同年2月9日の衆議院予算委員会における高木文部科学大臣の答弁などにも現われている(乙第48号証・37ページ、乙第49号証・13及び15ページ)。

(5) したがって、本件不指定処分及び本件省令改正が外交政策を理由として行われたとする原告らの主張は理由がない。

#### 4 国民の理解に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、本件不指定処分及び本件省令改正は、国民の理解が得られないことを理由として行われたものであり、不当であると主張する(原告準備書面(10)第3の3・19ページ)。

(2) しかしながら、繰り返し述べるとおり、本件不指定処分は本件規程を離れて国民の理解を理由として行われたものではないし、本件省令改正についても審査に限界があることなどから行われたものであり、国民の理解を理由として行われたものではない。

もっとも、国民の理解という観点は、支給法の制定経緯、趣旨、財源等に組み込まれている。なぜなら、支給法は、高等学校等は、その進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関になっていること等、社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという「国民」的要請に基づき制定されたものであり(乙第2号証・3ページ)、その財源も、「国民」の租税であって、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、「国民」全体に経済的負担を課すことを前提とした制度となっているからである。このため、下村大臣も平成24年12月28日の記者会見において、財政問題を含む拉致問題以外の問題点も指摘し、結論として国民の理解が得られないという見解を示している(甲第60号証の1)。

(3) したがって、支給法は国民の理解を前提とするものであるが、本件規程を

離れて国民の理解を理由として行われたものではなく、この点に関する原告の主張は理由がない。

## 5 本件不指定処分の理由及び判断過程は不明確ではないこと

(1) 原告らは、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたとした本件不指定処分の理由は、「十分な確証がない」、「おそれ」、「疑い」及び「懸念」という不明確な表現を用いていることから明らかなどおり、不明確かつ恣意的な心証に基づくものであり、その判断過程は不明確であると主張する（原告準備書面(10)第4の2・20及び21ページ）。

(2) しかしながら、下村大臣は、支援室による調査や、審査会の委員の意見や審査会の状況、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）及び被告第2準備書面第3の6(1)（16ないし18ページ）で述べた種々の資料を基に、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたと判断して本件不指定処分を行つたものであり、かかる判断は何ら不明確かつ恣意的なものではない。

そして、本件不指定処分の理由が、上記のように「認めるに至らなかつた」との表現になったのは、そもそも、本件省令1条1項2号ハに基づく支給対象外国人学校の指定処分・不指定処分は、「給付処分」かつ「裁量処分」であり、要件を一つでも満たすと認めるに至らない以上、指定処分をすることはできないからである上、その審査の過程において、学校側からは報道で指摘されているような事実を否定するような回答がされている一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯の傘下団体と関係しているような回答がされ、また、朝鮮総聯のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮の報道機関側からの各新聞報道、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言等から、適正な学校運営がされていないと疑われる事情等が認められる状況となつていたことなどによるものである。

(3) したがつて、本件不指定処分の理由及び判断過程は不明確ではなく、この

点に関する原告らの主張は理由がない。

## 6 本件規程13条の趣旨に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、本件規程13条の趣旨について、「国民の租税負担によって、授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要である」とする被告の主張は、「国民の租税負担をしてまで、生徒の経済的負担を軽減するのにふさわしいか」という恣意的な枠組みによって、指定の可否を決めるものであり、被告は、無償化法の趣旨にこの恣意性を読み込むことにより、本件差別行為の正当化を図ろうとしていると主張する(原告準備書面(10)第4の2(2)イ・22ページ)。

(2) しかしながら、被告は、「本件規程13条は、就学支援金支給の対象校の指定の基準として、当該対象校の学校運営が法令に基づいた適正なものであることを定めている」とした上で、就学支援金支給の対象校は、「国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から、本件規程13条は、当該対象校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当される態勢等が整っていることを特に明示している」(被告第2準備書面第1の1・4ページ)と述べたものであり、かかる主張自体何ら不合理とはいえないし、もとより、支給法を恣意的に解釈適用したものでもない。

なお、支給法は、高等学校等は、その進学率が約98パーセントに達し、「国民」的な教育機関になっていること等、社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという「国民」的要請に基づき制定されたものであり(乙第2号証・3ページ)、その財源も、「国民」の租税であって、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、「国民」全体に経済的負担を課すことを前提とした制度となっていることは、前記4(2)で述べたとおりである。

(3) したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

## 7 「不当な支配」の有無に関する審査が九州朝鮮中高級学校に対する教育内容への介入とはならないこと

- (1) 原告らは、「不当な支配」の有無に関する審査は、文言の性質上、定量的・客観的に把握できるものではなく、「具体的な教育内容の審査に及ぼざるを得ない」ものであるが、教育内容の審査は、学校や教師の教育の自由、生徒の学習権、教育を受ける権利及び民族教育への権利を侵害するものであると主張する（原告準備書面(10)第4の2(3)アないしウ・23ないし26ページ）。
- (2) しかしながら、本件審査においては、本件規程13条の基準に関し、朝鮮高級学校における学校運営全般の観点から、関係法令に基づく適正な学校運営がなされているか否かを審査してきたものであって、本件規程を離れて教育内容の是非を審査したものではない。そもそも、教育内容に不当な支配が及んでいるか否かと、教育内容自体の是非は全く別の概念であるところ、原告らは、あたかも、本件審査を通じて、国が朝鮮高級学校の教育内容に介入したり、あるいはその是非を評価しているかのように主張するが、そのような観点からの審査が行われていないことは、審査会の議事要旨からも明らかである（甲第20号証の1の1ないし同号証の8の4）。
- (3) また、原告らは、本件不指定処分の理由は、「究極的には、朝鮮高校が指定を受けるためには、朝鮮共和国や朝鮮総連との関係を断つことを迫るもの」であり、「朝鮮高校における教育の自主性を侵害し、原告らの民族教育への権利を否定するものである」と主張する（原告準備書面(10)第4の2(4)アないしウ・26ページ）。
- (4) しかしながら、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、教育基本法16条を含む関係法令に基づく適正な学校運営を求める本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかつたことを理由とするものであり、本件規程を離れて北朝鮮や朝鮮総聯との関係を理由として

行われたものではない。また、原告らの学習権、教育を受ける権利及び教育への権利を侵害するものではないことは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

(5) したがって、「不当な支配」の有無に関する審査が九州朝鮮中高級学校に対する教育内容への介入になるとする原告らの主張は理由がない。

#### 第4 原告らのその他の主張が誤りであること

##### 1 本件規程及び本件不指定処分は行政手続法5条1項に違反しないこと

(1) 原告らは、本件規程は、行政手続法5条1項の審査基準に該当するところ、被告において、本件規程の判断に当たり、「不当な支配」の概念を読み込むことは、申請に当たっての十分な準備や、行政の応答の予測可能性を否定するものであり、行政手続法5条1項に反すると主張する（原告準備書面(10)第4の2(5)アないしウ・26及び27ページ）。

(2) しかしながら、教育基本法は教育制度における「中心的地位を占める法律」（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615ページ）であるから、「法令に基づく適正な学校運営」を求める本件規程13条適合性の審査に当たっては、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を検討するのはむしろ当然である。

(3) したがって、本件規程及び本件不指定処分は行政手続法5条1項に違反しないものであり、この点に関する原告らの主張は理由がない。

##### 2 地方自治体の補助金の動向に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、「国会の場で、朝鮮学校の教育内容や、朝鮮共和国、朝鮮総聯との関係等が、延々と議論され」る中で、「朝鮮学校への補助金の打ち切りを検討したり、補助金支給について教育活動に関する要件を加重したりする地方自治体が現れ始め」、地方自治体における補助金見直しや打切りが本件不指定処分が行われるに当たって、「相互補完的な役割を果たした」と主張

する（原告準備書面(10)第6の2(1)・34ページ）。

(2) しかしながら、そもそも、支給法2条1項5号を受けた本件省令1条1項2号ハに基づく文部科学大臣による支給対象外国人学校の指定処分と、地方自治体が地方自治法及び各自治体が定めた各要綱に基づく補助金の交付決定処分とは、制度も主体も根拠法規も要件も異にする別個のものである上、一方の処分が行われる（行われない）ことにより他方の処分が行われる（行われない）ともされていない。

(3) また、上記の点をおくとしても、各地方公共団体による私立学校等に対する補助金の交付は、飽くまで各地方公共団体自らの判断により行われるものであり、文部科学大臣による指示や意向に基づいて行われるものではないし、そのような制度にもなっていない。現に、文部科学大臣による支給対象外国人学校の指定・不指定にかかわらず、自らの判断により平成22年度から現在に至るまで変わらず朝鮮学校に対して補助金を交付している地方公共団体も存在する（乙第50号証）。

この点について、原告らが指摘する国会議事録（甲第89号証）を見ても、そもそも、地方自治体の補助金について政府から言及したものではなく、原告らが「排除派」と呼称する議家議員は、検討会議の委員の公表を求める質問の中で、単に大阪府が補助金の執行を保留していることを述べたにすぎない。

(4) したがって、地方自治体の補助金の動向は、本件不指定処分の適法性に關係するものではなく、この点に関する原告らの主張は理由がない。

以上

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(甲第1号証)	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(文部科学省令第13号。甲第3号証)	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程(甲第4号証)	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類(甲第12号証、乙第1号証)	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令第3号)	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付で本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと(甲第13号証)	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請書類	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総聯合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25